

兵庫県公立大学法人財産一時使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が所有する財産を一時使用に供するための手続等を定め、もって、法人の教育研究成果の普及展開と社会貢献に資することを目的とする。

(一時使用)

第2条 一時使用に供することのできる財産（以下「財産」という。）は、法人が所有する建物、工具器具及び備品並びにその他教育研究用財産のうち、一時使用に供することが適当なものとして、別に定めるものとする。

2 一時使用とは、固定資産の貸付のうち、貸付期間が1年未満かつ更新を要しないものをいう。

(使用目的)

第3条 一時使用できる使用目的は、法人の業務に支障のない範囲で、使用者が直接に営利を受けることがなく、かつ、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- (1) 法人における教育研究成果を普及し、及びその活用を促進するため他者に使用させるとき。
- (2) 法人の地域貢献への取組として地域住民に施設を開放するとき。
- (3) 法人の在学生、教職員及び卒業生並びにそれらで構成する団体が主体となった事業に使用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）において公用及び公共目的のため使用するとき。
- (5) 法人の事務又は事業遂行のため必要な範囲において他の者に使用させるとき。
- (6) その他、特に理事長が必要と認めたとき。

(使用手続)

第4条 財産を一時使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に、次に掲げる事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 使用者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び所在地）、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 一時使用しようとする財産の所在、名称及び数量
- (3) 一時使用しようとする目的及び方法
- (4) 一時使用しようとする期間
- (5) その他必要な事項

(使用料)

第5条 財産の使用料は、当該財産の維持管理に要する費用の実費相当額等を勘案し、別に定めるものとする。

2 前項の使用料は、法人の他の使用料、類似の公的施設の使用料等との均衡に配慮し、営利を目的としないものとしなければならない。

- 3 使用料は、原則として、一時使用を開始する日までに資産管理者が指定する方法により全額を納付しなければならない。ただし、資産管理者が認めた場合は、使用期間終了後に納付することができる。
- 4 使用料は、原則として返還しない。ただし、法人の都合により一時使用を取消し又は変更した場合並びにその他特別な事情がある場合は、その限りでない。

(貸付料の減免)

第6条 次の各号に掲げる一時使用に係る使用料は、その全部又は一部を減免することができる。

- (1) 法人の在學生、教職員及び卒業生並びにそれらで構成する団体が教育・学術等のための事業に使用する場合 全額
- (2) 法人の設立団体が公共の用に使用する場合 全額
- (3) 国等(設立団体を除く。)が公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業に使用する場合 全額
- (4) 寄附受納した財産の一部を寄附者が使用するとき 全額
- (5) 法人の事務又は事業遂行上必要な公益を目的とする団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき 2分の1
- (6) 前各号に規定するもののほか、理事長が特に必要と認めたとき 全額又は2分の1

(使用料の減免手続)

第7条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の理由を記した書面を理事長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 法人は、次の各号に該当する場合、一時使用の許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 申請書の記載事項が事実と反するとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 許可財産の使用により、財産の価値又は機能に支障をきたすおそれがあると認めたとき。
- (4) 公益を害する又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (5) 法人において当該財産を使用する必要が生じたとき。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 一時使用申請書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可された財産を第三者に使用させないこと。
- (3) 善良なる管理者の注意義務をもって財産を使用すること。
- (4) 法人の定める財産及び施設の管理規程及び使用方法を遵守すること。
- (5) 法人の施設内における盗難や紛失等の事故や事件に関して、法人はその責を負わないので、使用者の責において解決すること。
- (6) 使用後は、清掃等片付けを行い、財産を原状回復した上で返還すること。

(7) その他、法人の担当者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責に帰する事由により、財産を損傷又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(固定資産貸付規程の適用除外)

第11条 この規程に基づき一時使用を行う財産としたものにあつては、固定資産貸付規程は適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、財産の一時使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。